



被害救済・再発防止のための寄附適正化の仕組み（概要）

対象

- ・ 個人から法人（※1）に対する寄附（※2）を対象にする。
 - ※1 代表者や管理人の定めがある法人でない社団又は財団を含む
 - ※2 契約だけでなく、単独行為として行う債務の免除や遺贈を含む

寄附に関する規制

1 寄附の勧誘に関する一定の行為の禁止

- ・ 法人が寄附の勧誘をする際に、一定の行為（※3）をして個人を困惑させてはならないこととする。

※3 消費者契約法第4条第3項に規定する次の行為

- ・ 不退去（退去を求めたのに退去しない）
- ・ 退去妨害（退去したいのに退去させない）
- ・ 勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行
- ・ 威迫する言動を交え相談の連絡を妨害
- ・ 好意に乘じ関係の破綻を告知
- ・ 靈感等による知見を用いた告知（※4）

※4 灵感等による知見として、本人や親族の重要事項について、現在又は将来の重大な不利益を回避できないとの不安をあり、又は不安を抱いていることに乗じて、当該不利益を回避するためには寄附をすることが必要不可欠であることを告げること

2 借入れ等による資金調達の要求の禁止

- ・ 法人が寄附の勧誘をする際に、個人に対し、借入れや、個人等が居住する建物等の処分により寄附資金の調達を要求してはならないこととする。

3 寄附の取消し

- ・ 個人は、法人が【1】の禁止行為をしたことにより困惑して寄附の意思表示をしたときは、その意思表示を取り消すことができる。
 - ・ 取消権の行使期間は追認できるときから1年、意思表示をしたときから5年（※5）。
- ※5 灵感等による知見を用いた告知の場合は、それぞれ3年、10年

4 子や配偶者に生じた被害の救済を可能とするための特例

- ・ 寄附をした個人の家族は、民法の債権者代位権の特例（※6）として、扶養義務等に係る定期金債権（※7）のうち期限が到来していない部分を保全するために、【3】の取消権を行使できることとする（※8）。

※6 民法の債権者代位権は、期限が到来している債権を保存する場合でなければ行使することができない。

※7 夫婦間の協力義務、婚姻費用、養育費、子の扶養を受ける権利に係る定期金債権（一定額の金銭などを定期的に給付させることを目的とする債権）

※8 取消権行使により寄附の返還を実現した場合、定期金債権のうち期限が到来していない部分に相当する金額は供託させる。

5 不当な勧誘により寄附をした者に対する支援

- ・ 国は、日本司法支援センター（法テラス）と関係機関が連携した相談体制を整備するなど、不当な勧誘により寄附した者の支援に努める。

6 勧告等の措置

- ・ 内閣総理大臣（※9）は、特別に必要があるときは、法人に対し、寄附の募集に関する業務の状況に関し、報告を求めることができることとする。
- ・ 内閣総理大臣は、【1】や【2】の禁止行為を行い、引き続き行うおそれが著しい法人に対して、禁止行為の停止を勧告し、勧告に応じなかった場合には措置を命令することとする。

※9 【6】の内閣総理大臣の権限は、消費者庁長官に委任する。

7 罰則

- ・ 【6】の措置命令違反などに刑事罰を適用する。

8 その他

- ・ 法人が寄附の勧誘をする際には、寄附された財産の用途について誤認されないようにする等の配慮をしなければならないこととする。
- ・ この仕組みの運用にあたっては、法人の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意する。